

佐野市 中小企業短期資金

平成30年1月より新規取扱い



佐野ブランドキャラクター
さのまる©佐野市

限度額

500万円

固定金利

1.3%

期間

1年以内

分割返済、一括返済のいずれかが選択いただけます。

栃木県信用保証協会の保証付となります。信用保証料の2/3の額を市が補助します。

佐野市 商工・企業誘致課
TEL.0283-20-3040

佐野市中小企業短期資金

佐野市では中小企業者のみなさまが低利な融資が受けられるよう市内金融機関及び栃木県信用保証協会と協力して、制度融資を取扱っております。この資金は、佐野市のリーディングプロジェクトである『産業・文化立市』を推進するために、平成30年1月から取扱いを開始する短期運転資金の専用資金です。

ご利用いただける方

市の区域内に事業所を有する中小企業者で次に掲げる要件を備えるもの

- (1) 佐野市税条例の規定により市民税が課されていること。
- (2) 課されたすべての市税に滞納がないこと。
- (3) 融資申込日において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

資金使途

運転資金

融資限度

1企業につき500万円

融資期間

1年以内

返済方法

分割返済、一括返済

融資利率

固定1.3%

連帯保証人

原則法人は代表者、個人は不要

信用保証料補助

信用保証協会の保証付となりますが、信用保証料の3分の2の額を市が補助します。

融資の取扱窓口

足利銀行、群馬銀行、栃木銀行、東和銀行及び栃木信用金庫の佐野市内の各支店並びに佐野信用金庫の佐野市内の各本支店

佐野市 商工・企業誘致課
TEL.0283-20-3040